

公立大学法人宮崎公立大学役員規程

平成19年4月1日
規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の役員の職務、任期その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、その業務について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）、他の法令、宮崎市の条例及び規則並びに定款、法、他の法令又は宮崎市の条例に基づいてする宮崎市長の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

3 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(副理事長及び理事の職務分担)

第3条 副理事長及び理事の職務は次のとおりとし、その分担は理事長が定める。

- (1) 企画・地域貢献
- (2) 総務
- (3) 財務
- (4) 学務・教育研究
- (5) その他理事長が特に命じる事項

2 理事長及び副理事長に事故があるときその職務を代理し、又は理事長及び副理事長が欠けたときその職務を行う理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(役員への服務)

第4条 役員は、職務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、秘密として保護し、法人の許可なく、発表、公開、漏洩をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと。
- (2) 在任中、それぞれの任命権者の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 非常勤の役員には、前項第2号の規定は、適用しない。

(理事等の懲戒)

第5条 理事長は、副理事長又は理事（以下「理事等」という。）がこの規程に違反したとき、又は理事等としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事等を懲戒することができる。

2 理事等の懲戒について必要な事項は別に定める。

(理事の解任)

第6条 理事長は、法第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。